国立大学法人電気通信大学の勘定科目の設定に関する細則

平成23年 3月29日 改正 平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学会計規則(以下「規則」という。)第8 条に規定する勘定科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勘定科目の設定)

第2条 勘定科目の設定は、国立大学法人会計基準その他国立大学法人に適用される会計 準則を踏まえて、国立大学法人電気通信大学の財務及び会計の処理内容を適切に記録で きるよう、事業年度ごとに、規則第5条に定める財務責任者が行う。なお、必要がある 場合には、事業年度の途中においても新設、廃止及び変更することとする。 (その他)

第3条 この細則に定めるもののほか、勘定科目の設定に関し必要な事項は、財務責任者が学長の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「国立大学法人電気通信大学の勘定科目の取扱いについて(平成16年4月1日)」 は、廃止する。
- 3 この細則施行の際、現に設定されている勘定科目については、この細則の規定により 設定されたものとみなす。

附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。